



# 10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

## Part 2 廃棄物とは？





# 廃棄物とは？①

廃棄物処理法では以下のように定義づけられています。

## 第2条

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状の物をいう。





# 廃棄物とは？②

要するに、

「いらぬ物」かつ 固体・液体

これが、廃棄物ということになります。

ちなみに、廃棄物でない物は「有価物」です。





# 廃棄物か否かの判断基準①

よく問題となること

個体・液体は**客観的**

「いない」は**主観的**

【例】

骨董品、趣味に関する物、芸術作品、  
リサイクル資源 など

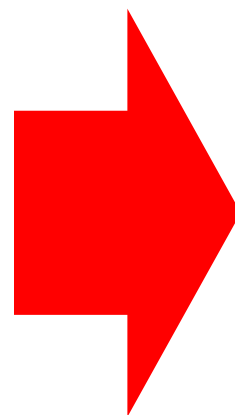




# 廃棄物か否かの判断基準②

## 5つの判断基準

- ①物の性状
- ②排出の状況
- ③通常 of 取扱い形態
- ④取引価値の有無
- ⑤占有者の意思



総合的に勘案して  
判断する

⇒ **総合判断説**





# 廃棄物判断の重要性

廃棄物処理法は、廃棄物に対して様々な規制をしている法律です。

そもそも、廃棄物でないということになれば、廃棄物処理法の規定は一切関係ありません。

有価物と判断したが、その判断が間違っていた場合、あなたは**確実に廃棄物処理法違反**を犯しています。





# 実務で学ぶ

## 【ケース】

「新しく発生した物」が廃棄物かどうかわからない。金属（基本的には有価物）が付着しているため、有価物ではないかと思い、馴染みの金属業者に取りに来てもらい、引き渡した。

## 【スタディ】

金属が付着＝有価物ではありません。

馴染みの業者であれば、貴社との関係を維持するために、廃棄物でも引取ることがあります。





『第2回 廃棄物とは？』は以上になります。

廃棄物該当性の判断が非常に難しく、大事であることをご理解いただけたでしょうか？

次回は、『産業廃棄物とは？』です。

廃棄物は産廃と一廃の2種類があります。それぞれに独自の決まりがあり、罰則があります。混同しないよう、注意が必要です。





## ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

## イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

## ウ 通常の実態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと

出典：環境省 平成30年3月30日「行政処分の指針について(通知)」





## 付録①－2

### エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

### オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

出典：環境省 平成30年3月30日「行政処分の指針について(通知)」

